富田林市教育委員会規則第 号

富田林市教育委員会事務局事務分掌規則及び富田林市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

(富田林市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第1条 富田林市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和50年富田林市教育 委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第7条生涯学習部生涯学習課青少年係の項第2号中「福祉青少年センター」を「きらめき創造館」に改める。

(富田林市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 富田林市教育委員会公印規則(昭和55年富田林市教育委員会規則 第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

Γ

富田林市立	1 1 7	IJ	方 2 1 m m	福祉青少年	生涯学習
福祉青少年				センター館	課長
センター館				長名でする	
長之印				文書	
富田林市立	1 1 8	IJ	方24mm	青少年スポ	11
青少年スポ				ーツホール	
ーツホール				名でする文	
之印				書	

を 「

削除	1 1 7				
富田林市立	1 1 8	IJ	方 2 4 m m	青少年スポ	生涯学習
青少年スポ				ーツホール	課長
ーツホール				名でする文	
之印				書	

に改める。

附則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。